

トップメッセージ	NTTグループの概要	NTTグループのCSR	人と社会のコミュニケーション	人と地球のコミュニケーション	安心・安全なコミュニケーション	チームNTTのコミュニケーション	ガバナンス	GRIスタンダード対照表
ダイバーシティの推進	人権の尊重	バリューチェーン・マネジメントの強化	従業員の安全・健康・福祉の推進	魅力ある職場の実現	人材育成	グループ一丸となった社会貢献活動の推進		

人権の尊重 重点活動項目

関連するGRIスタンダード <ul style="list-style-type: none"> ● 102-12,16,33 ● 103-1,2 ● 406-1 ● 407-1 ● 408-1 ● 409-1 ● 411-1 ● 412-1,2 	関連するSDGs
---	---------------------

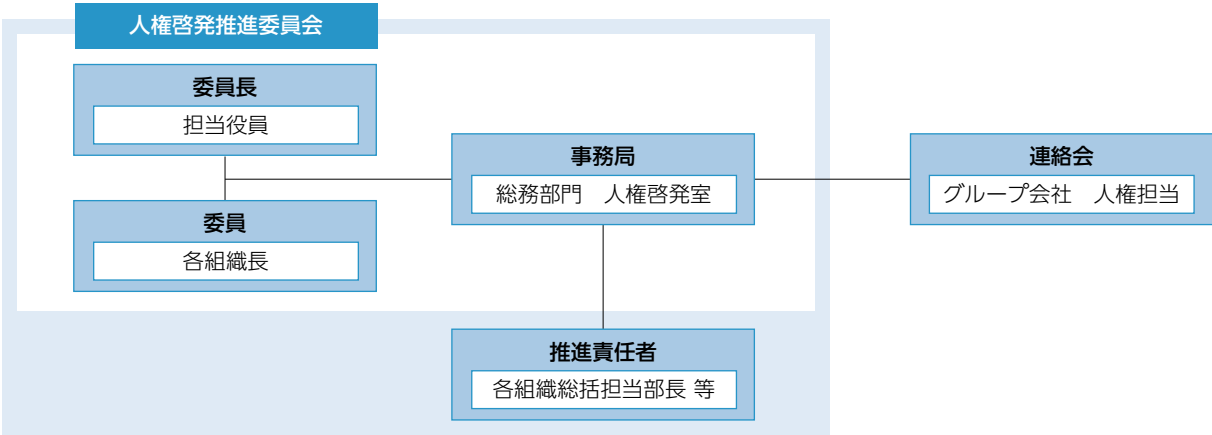
方針・考え方

NTTでは、グローバルに事業展開していく企業グループとして人権の尊重が企業にとって重要な社会的責任であると考えています。その認識のもと、NTTグループのバリューチェーンに関わる全ての人びとに対する人権への配慮と人権マネジメントの強化が必要であると考えています。その考え方を表明するものとして2014年に「NTTグループ人権憲章」を制定しました。この憲章では、尊重すべき人権の定義を「国際的に認められた人権」と明記し、世界人権宣言、国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に記された中核的労働基準の8条約に記載されている内容が最低限守られるべき基準としています。また、人権尊重のマネジメント手法として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」および「ISO26000」の考え方を採り入れています。さらに、この憲章の考え方を踏まえた「人権に関する基本方針」を別に定め、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組んでいます。

推進体制

人権尊重に対する考え方や人権意識を持った事業活動への取り組みをNTTグループ全体に理解・浸透させていくことが重要であると考え、担当役員を委員長とした「人権啓発推進委員会」を設置しています。こうした体制のもと、人権に関するデューデリジェンスの実施、人権課題に関する研修、人権に関する相談窓口の設置および運営など、グループ一体となった人権意識の向上、人権マネジメントの強化に取り組んでいます。

■ 人権マネジメント体制図





トップメッセージ	NTTグループの概要	NTTグループのCSR	人と社会のコミュニケーション	人と地球のコミュニケーション	安心・安全なコミュニケーション	チームNTTのコミュニケーション	ガバナンス	GRIスタンダード対照表
ダイバーシティの推進	人権の尊重	バリューチェーン・マネジメントの強化	従業員の安全・健康・福祉の推進	魅力ある職場の実現	人材育成	グループ一丸となった社会貢献活動の推進		

NTTグループ人権憲章

私たちは、人権の尊重が企業にとって重要な社会的責任であるとの認識に立ち、その責任を果たすことにより、安心・安全で豊かな社会の実現をめざします。

1. 私たち※1は、あらゆる企業活動を通じて、世界人権宣言をはじめ国際的に認められた人権※2を尊重します。
2. 私たちは、人権への負の影響の回避・低減に努めることで、人権尊重の責任を果たしていきます。万が一、人権への負の影響が生じた場合には、適切に対応します。
3. 私たちは、自らが差別をはじめ人権侵害に直接的に関与しない、また間接的にも加担しないように努めます。
4. 私たちは、ビジネスパートナーによる人権への負の影響がNTTグループの商品やサービスに直接関係している場合には、これらの関係者に対して人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。

※1 「私たち」とは、NTTグループおよびその役員・従業員をいいます。

※2 「国際的に認められた人権」とは、国際的に守られるべき最低限の基準とされる宣言、規約であり、具体的には次の通りです。

【国際連合】〔世界人権宣言と2つの人権規約〕

●世界人権宣言(1948年国際連合総会で採決)

●「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(1966年国際連合総会で採択、1976年発効)

【国際労働機関(ILO)】〔ILO宣言の中核8条約上の基本原則〕

●労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言(1998年第86回国際労働機関総会で採決)中核8条約:「強制労働」「結社の自由と団結権」「団結権及び団体交渉権」「同一価値の労働に対する同一報酬」「強制労働の廃止」「雇用及び職業についての差別待遇」「就業の最低年齢」「最悪の形態の児童労働」

※3 2項～4項の実施にあたっては、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」およびISO26000の考え方を適用し、ここで示される手順にしたがいます。

人権に関する基本方針

NTTは、人権が重要な問題であることを確信しており、その尊重に向けた取り組みは、企業が果たすべき社会的責任であるとの認識に立ち、安心・安全で豊かな社会を築くため、人権を尊重する企業体質の確立をめざします。

1. 経営幹部自ら率先して、全てのステークホルダーの人権を尊重します。
2. 事業活動を通じて、同和問題をはじめとした人権問題の解決に努めます。
3. 多様性を尊重し、機会均等の推進に努めるとともに、ハラスメントのない健全な職場環境づくりを行います。
4. 人権尊重の観点から必要の都度、業務内容等について見直しと改善を行い、事業活動へ反映します。
5. 「人権啓発推進委員会」により、人権啓発活動の推進と活性化を図ります。
6. NTTグループ各社の人権啓発に関する取り組みについて、積極的に支援します。



トップメッセージ	NTTグループの概要	NTTグループのCSR	人と社会のコミュニケーション	人と地球のコミュニケーション	安心・安全なコミュニケーション	チームNTTのコミュニケーション	ガバナンス	GRIスタンダード対照表
ダイバーシティの推進	人権の尊重	バリューチェーン・マネジメントの強化	従業員の安全・健康・福祉の推進	魅力ある職場の実現	人材育成	グループ一丸となった社会貢献活動の推進		

主な取り組み

デューデリジェンスの実施

NTTグループでは、2014年に制定した「NTTグループ人権憲章」に基づき、人権デューデリジェンスプロセスを検討し、段階的に導入・実施しています。

2015年度には、NTTグループのビジネスが直面するグローバルな社会状況等を把握し、実際にどのような人権課題が存在するかを認識するため、海外で事業展開している特定の事業（BPO事業、データセンター事業）、特定のエリア（中国、インド）における人権リスクアセスメントを実施しました。この結果を踏まえ、2016年度に人権侵害を予防するための仕組みづくりの一環として国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の考えに基づいた「人権マネジメント調査」を実施しました。この調査では、人権方針の有無、人権啓発の取り組み、および優先的に取り組むべき人権の課題の把握を実施し、258社のうち、250社において優先すべき人権課題が特定され、248社で具体的な啓発活動が取り組まれていることを確認しました。

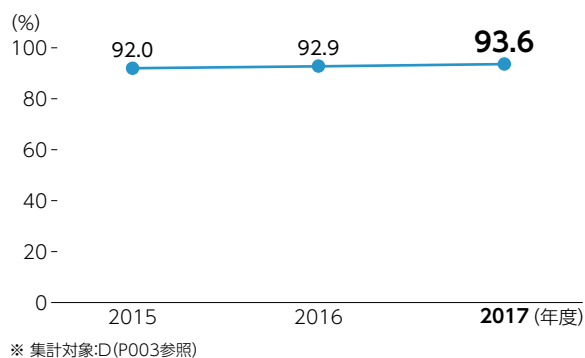
2017年度は、これまでの社内調査で得られた結果の検証として、外部専門機関による調査（潜在的な人権リスクアセスメント）を実施しました。NTTグループの事業がステークホルダーの人権に負の影響を及ぼす度合いを、「国における将来的な人権リスクの起こりやすさ」と「事業において発生する人権リスクの重大性」の観点から洗い出し、アジアエリア（インド、タイ、シンガポール、日本）における労働者の適切な労働条件、消費者のプライバシー、表現の自由、コミュニティにおける少数者の権利などを主要な人権課題と認識しました。今後は、人権問題に知見のある専門家やステークホルダーとのエンゲージメントなどを通じて、優先的に取り組む課題とその救済策を検討していきます。

グループ一丸となった組織的な人権研修・啓発

人権の尊重および基本的人権の考え方やグローバルな人権基準に対する意識を浸透させることを目的として、入社時、昇格時などに事業活動に関わるさまざまな人権課題に関する研修を実施しています。さらに、グループ会社の経営トップや管理者などの経営層に対しては、グローバルな人権の潮流などに関する講演を外部専門家を招いて実施しているほか、世界人権デーに合わせた担当役員からの人権メッセージの発信や従業員・その家族を対象とした「人権啓発標語」の募集を実施し、従業員の人権意識の醸成を推進しています。

また、「NTTグループ人権憲章」の考え方を浸透させるため、2014年度以降、国内のグループ会社に対して研修用のeラーニングコンテンツを共有し、全社員研修などでの啓発・教育を継続して実施しています。研修では人権尊重の重要性とNTTグループ全体で取り組むことの意義をしっかりと伝えています。

■ 人権に関する研修受講率





トップメッセージ	NTTグループの概要	NTTグループのCSR	人と社会のコミュニケーション	人と地球のコミュニケーション	安心・安全なコミュニケーション	チームNTTのコミュニケーション	ガバナンス	GRIスタンダード対照表
ダイバーシティの推進	人権の尊重	バリューチェーン・マネジメントの強化	従業員の安全・健康・福祉の推進	魅力ある職場の実現	人材育成	グループ一丸となった社会貢献活動の推進		

人権に関する相談窓口

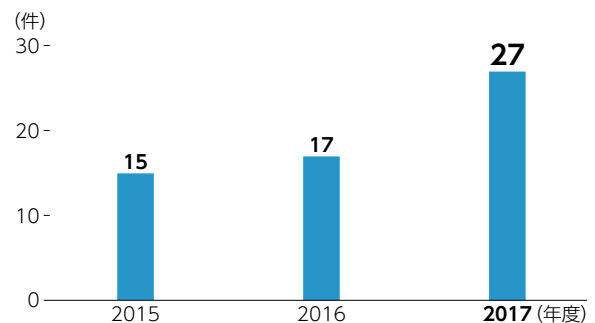
NTTでは、従業員の人権に関して、あらゆる相談を受けるための相談窓口を社内外に設置しています。

そのひとつである「企業倫理ヘルプライン」では、社内への通報が困難な場合や、従業員以外の第三者の方からの相談にも対応できるよう、社外弁護士が受け付けし秘匿で相談できる社外相談窓口も設置しています。なお、相談にあたっては、メール・電話・手紙などさまざまな手段に対応し、その際の相談者のプライバシーは保護され、不利益が生じないように秘密保持を徹底しています。

人権違反事例の開示と是正措置

NTTグループの従業員向け企業倫理Webサイトでは、「企業倫理行動Q&A」というコンテンツを用意し、代表的な事例を9つ挙げ、具体的な行動、企業倫理上問題がある理由、その根拠となる法律などを紹介することで周知徹底と再発防止に努めています。また、人権に関わる懲戒処分があった場合、その事例を抜粋して同サイト上で解説することで、従業員の意識向上に努めると同時に、注意喚起や研修などを実施することで、再発防止に努めています。

■ 確認された人権に関する違反*件数



* 集計対象:D(P003参照)

* 人権に関する違反とは、パワハラなど人権侵害に起因して懲戒処分となったもの。